アプリ放題 Powered by OPTiMサービス 利用規約 株式会社QTnet 2013年8月1日制定

株式会社QTnet(以下、「当社」といいます)は、この「アプリ放題 Powered by OPTiMサービス 利用規約」(以下、「本規約」といいます)を定め、これにより「アプリ放題 Powered by OPTiM」(以下、「本サービス」といいます)を提供します。

第1条 (本規約の適用)

- 1 本規約は、当社が提供する本サービスの利用について定めます。
- 2 本サービスの利用を受ける者(以下、「契約者」といいます)の、本サービスの利用については、本規約の規定が適用されます。

第2条 (契約の単位)

当社は、当社が別に定める「コンピュータ通信網サービス契約約款」の第3種契約(以下、「BBIQ」といいます)の契約者または「BBIQ ライト契約約款」の契約(以下、「BBIQライト」といいます)の契約者1回線につき、最大5の本サービスの契約を締結します。

第3条 (本規約の変更)

- 1 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、契約者の承諾を得ること なく本規約の内容を変更すること(本規約に新たな内容を追加すること を含む)ができるものとします。
 - (1) 本規約の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき
 - (2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、 変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的な ものであるとき
- 2 当社は、前項による本規約を変更する場合、当社の指定するホームページに掲示する方法または当社が適切であると判断する方法により説明 します。

第4条 (本サービスの内容、対象)

- 1 契約者は、本サービスに申込むことにより、以下の各号に定める事項を 行うことができるものとします。
 - (1) 株式会社オプティム(以下、「オプティム」といいます)が提供す

る「パソコンソフト使い放題 powered by OPTiM」のうち、オプティムが定めるWindowsOS搭載デバイス(以下、「当社対応端末」といいます)用のアプケーション、デジタルコンテンツ等のコンテンツ(以下、併せて「本コンテンツ」といいます)を閲覧、検索、ダウンロードすること

- (2) その他本コンテンツを当社が定める方法で利用すること
- 2 当社は、契約者に対する事前の通知なく、当社の判断により、本サービスの内容の変更または提供条件の変更(提供されるコンテンツの変更を含む)を行うことができるものとします。
- 3 本サービスは、日本国内に在住する個人または日本国内に所在する法人 を利用対象者とします。契約者が日本国内から他国に対して、技術的な 情報またはその他の情報等を送信する場合、契約者は技術輸出に関する またはその他の諸法令を遵守しなければなりません。また海外に在住す る個人または海外に所在する法人は本サービスを利用することができ ません。

第5条 (利用申込の方法)

- 1 本サービスの利用を希望する場合には、本規約の内容およびオプティムとの間で、パソコンソフト使い放題 powered by OPTi M利用規約を承諾し、当社所定の方法により利用申込みを行っていただきます。
- 2 前項の申込みは、BBIQまたはBBIQライトの契約者に限ります。

第6条 (申込の承諾、取消)

- 1 当社は、本サービスの申込みがあったときは、受け付けた順序に従って 承諾します。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合には、その申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 本サービスを提供することが技術上、著しく困難なとき
 - (2) 契約の申込みをした者が、BBIQもしくはBBIQライトの申込、または契約をされていないとき
 - (3) 契約の申込みをした者が、日本国内に在住する個人または法人ではないとき
 - (4) 契約の申込みをした者が、本規約に同意されていないとき
 - (5) 申込み時に虚偽の事項を申告されたとき
 - (6) 過去に、オプティムが規定するパソコンソフト使い放題 pow

ered by OPTiM利用規約に違反し、同社から申告があったとき、または過去に本規約に違反したことがあるとき、もしくはその恐れがあるとき

- (7) 当社の業務の遂行上著しい支障があるとき
- (8) その他当社が適当でないと判断したとき
- 3 当社が第1項の規定により申込みを承諾した後に、申込者が前項各号の いずれかの場合に該当することが判明した場合には、当社はその承諾を 取り消すことができます。

第7条 (本サービスの利用開始日)

当社が本サービスを利用するためのシリアルキーを発行した日が利用 開始日となります。

第8条 (クライアントソフトウェア)

- 1 本サービスの利用にあたり、専用のクライアントソフトウェア(以下、「クライアントソフトウェア」といいます)を当社対応端末にインストールして頂く必要があります。
- 2 契約者は、クライアントソフトウェアを随時最新のバージョンにアップ デートする必要があります。契約者は、クライアントソフトウェアが、 随時当社のサーバー、ネットワークと通信を行い、契約者に対する事前 の通知なく、アップデートを受信することに同意します。なお、アップ デートの自動リクエストおよび受信に要する通信料等は契約者が負担 するものとします。

第9条 (本コンテンツの利用)

- 1 本コンテンツは、各コンテンツプロバイダー等(以下、「コンテンツプロバイダー等」といいます)によって提供されます。本コンテンツの利用に際しては、本サービス規約の他に、当該本コンテンツのコンテンツプロバイダー等が定める利用条件を遵守することに契約者は同意するものとします。
- 2 当社は、契約者が、本サービスを利用してダウンロードしたコンテンツ についてアップデートが存在する場合、契約者に通知を行うことがあり ます。かかる通知に要する通信料等は契約者が負担するものとします。

第10条(複数の当社対応端末における利用)

契約者は、1の本サービス契約を、複数の当社対応端末で同時に利用す

ることはできません。

第11条(禁止事項)

- 1 契約者は、本サービスに関して、以下の行為をしてはなりません。
 - (1) 本サービスを、犯罪行為その他の反社会的行為、もしくはこれを予告・関与・助長するために用いること
 - (2) 本サービスを、他人の権利、プライバシーの侵害、個人情報の不正 取得、その他不正の目的をもって利用すること
 - (3) 本サービスをストーキング行為を行う等、方法のいかんを問わず、 第三者に対する嫌がらせに利用すること
 - (4) 本サービスを、当社が提供する管理ソフトを回避する方法で、各プロバイダのサービス、コンテンツを利用すること
 - (5) 本サービスを、端末の利用者に無断でインストールし、利用すること
 - (6) 正当な理由なく、本サービスを端末にインストールすることを強制すること
 - (7) 本サービスを、契約者が利用権限を有しない端末を正当な理由無 く利用・管理するために用いること
 - (8) 本サービスを第三者に再許諾すること
 - (9) 本サービスに関連して使用される当社または第三者の著作権、商標権その他一切の権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為をすること
 - (10) リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブル、 修正、翻訳、その他改造行為
 - (11) 本サービスを接続しているサーバーもしくはネットワークを妨害したり混乱させたりすること
 - (12) ID等を不正に使用しまたは使用させること
 - (13) 本条に定めるほか、本規約に違反する行為を行うこと
 - (14) その他当社が合理的理由に基づいて、不適切・不相当と判断する 行為
- 2 当社は、契約者の行為が前項のいずれかに該当するもしくは他の本規約 の規定に違反すると当社が判断した場合は、契約者への事前の通知なし に、契約者の情報の一部もしくは全部の削除を行い、本サービスのご利 用の中止もしくは利用契約の解除等、 当社が適当と判断する措置を講 ずることができるものとします。
- 3 前項の規定に基づき、当社が講じた当該措置に起因してする損害が発生

した場合にも結果について、当社は一切責任を負わず、お客様は当社を 免責するものとします。

4 前2項の規定は、なお、当社が当該処置を講じることにより当社または 第三者に損害が発生した場合における、契約者の責任を契約者の行為に より発生した結果を免責するものではありません。第1項に契約者が反 したことにより第三者に損害を与えた場合、または第三者と紛争を生じ た場合、契約者は、自己の責任と費用でこれを解決し、当社にいかなる 責任も負担させないものとします。万一、当社が他の契約者や第三者か ら責任を追求された場合は、契約者はその責任と費用において当該紛争 を解決するものとし、当社を一切免責するものとします。

第12条(利用契約の解除)

本サービスの契約者は、本サービスを解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社所定の方法により当社に通知していただきます。なお、当該通知が当社に到着した暦月の月末をもって、本サービスの解除を行います。

第13条(利用停止)

- 1 当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合は、6か月以内で当社が 定める期間、本サービスの利用を停止することがあります。
 - (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき
 - (2) 本規約に反する行為であって、本サービスに関する業務の遂行に 著しい支障をおよぼし、またはおよぼす恐れのある行為をしたとき
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、あらか じめその理由、利用停止をする日および期間を当社の定める方法で契約 者に通知します。ただし、契約者が第11条(禁止事項)に違反し、当 社の業務の遂行または当社の電気通信設備に著しい支障をおよぼし、ま たはおよぼすおそれのある行為をしたときは、この限りではありません。

第14条(当社が行う利用契約の解除)

- 1 当社は、第13条(利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、本サービスの契約を解除することがあります。
- 2 当社は、本サービスの契約者が次のいずれかに該当する場合には、前項 の規定にかかわらず、本サービスの利用停止をしないで、何らの通知等

を要することなく、本サービスの契約を解除することができるものとします。

- (1) 本規約に違反したとき
- (2) 申込み時の申告事項に虚偽の記載がある場合において、当社の業務の遂行上著しい支障をおよぼすと当社が判断したとき
- (3) 契約者に対する差押え、または仮差押えの申し立てがあったとき
- (4) 契約者に対する破産、民事再生手続、個人債務者再生手続の申し立てがあったとき
- (5) 契約者と連絡がとれず、当社が本サービスの提供に必要な情報を 得ることができない状態が、一定期間継続したとき
- (6) 契約者が死亡または解散したことを当社が知ったとき
- (7) オプティムが規定するパソコンソフト使い放題 powered by OPTiM利用規約に違反し、同社から申告があったとき
- 3 当社は、前2項の規定により本サービスの契約を解除しようとするときは、原則として本サービスの契約者にそのことをお知らせします。ただし、当社の業務の遂行に著しい支障をおよぼし、またはおよぼす恐れがあるときは、この限りではありません。
- 4 当社は、契約者がBBIQまたはBBIQライトの契約を解除したときは、本サービスの契約を解除します。

第15条(本サービス提供の終了)

- 1 当社は、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスの提供を終了することがあります。
- 2 前項の規定により、当社が本サービスの提供を終了し、本サービスの提供の終了に伴い本サービスの契約を解除する場合は、当社の指定するホームページに掲示する方法または当社が適切であると判断する方法により説明します。また、あらかじめその理由、本サービスの提供を終了する日を契約者に通知します。ただし、緊急等やむを得ない場合は、この限りではありません。

第16条(料金)

- 1 契約者は、本サービスの利用開始日を含む暦月から起算して、本サービスの利用契約の解除日を含む暦月までの期間(利用開始日を含む暦月と、利用契約の解除日を含む暦月が同一の月である場合は、1か月間とします)について、別表1に定める月額利用料を毎月支払うものとします。
- 2 当社は、原則として、本サービスの初回申込みの場合における、前項の

1の本サービスの契約に限り、本サービスの利用開始日を含む暦月から起算して2か月間、別表1に定める月額利用料に0円を適用します。ただし、解約後再度申込みがあった場合は、利用開始日を含む暦月から起算した月額利用料の支払いが必要となります。また、別段の定めがある場合はその定めるところによります。

3 月額利用料については日割りしません。

第17条(料金の支払い)

契約者は、第16条(料金)に規定する料金について、当社が指定する期日までに、当社所定の方法により支払っていただきます。

第18条(端数処理)

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が 生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第19条(消費税相当の額の加算)

第16条(料金)の規定等により料金支払いを要するものとされている額は、第16条(料金)に定める額(税抜額(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします))に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

第20条(延滞利息)

契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます)について、支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌月から支払いの日の前日までの期間について、年10%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第21条(分離可能性)

1 本規約のいずれかの条項またはその一部が無効または執行不能と判断された場合であっても、当該判断は他の部分に影響をおよぼさず、本規約の残りの部分は、引き続き有効かつ執行力を有します。当社および契約者は、当該無効もしくは執行不能とされた条項または部分の趣旨に従い、これと同等の効果を確保できるように努めるとともに修正された本規約に拘束されることに同意します。

2 本規約のいずれかの条項またはその一部が、ある契約者との関係で無効 または執行不能と判断された場合であっても、他の契約者との関係にお ける有効性等には影響をおよぼさないものとします。

第22条(準拠法および管轄)

- 1 本規約の準拠法は日本法とします。
- 2 本規約に関する紛争については、福岡簡易裁判所または福岡地方裁判所 を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第23条(協議事項)

本規約に定めのない事項および本規約に関し疑義が生じた事項については、民法その他の法令に従い、誠意をもって協議し、解決するものとします。

【別表1(月額利用料)】

区分	単位	月額料金
アプリ放題 (OPT i M) 基	1の契約ごとに	500円
本料		(税込額550円)

附則

(実施期日)

本規約は 2013 年 8 月 1 日から実施します。

附則

(特例措置)

2013 年 8 月 1 日から 2013 年 11 月 30 日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む月から 2 ヵ月間、別表 1 (月額料金)に規定する額に 0 円を適用します。

附則

(特例措置)

2013 年 12 月 1 日から 2014 年 2 月 28 日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む月から 2 ヵ月間、別表 1 (月額料金)に規定する額に 0 円を適用します。

(特例措置)

2014 年 3 月 1 日から 2014 年 6 月 30 日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む月から 2 ヵ月間、別表 1 (月額料金)に規定する額に 0 円を適用します。

附則

(特例措置)

2014 年 7 月 1 日から 2014 年 9 月 30 日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む月から 2 ヵ月間、別表 1 (月額料金)に規定する額に 0 円を適用します。

附則

(特例措置)

2014 年 10 月 1 日から 2014 年 11 月 30 日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む月から 2 ヵ月間、別表 1 (月額料金)に規定する額に 0 円を適用します。

附則

(特例措置)

2014 年 12 月 1 日から 2015 年 1 月 31 日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む月から 2 ヵ月間、別表 1 (月額料金)に規定する額に 0 円を適用します。

附則

(特例措置)

2015 年 2 月 1 日から 2015 年 3 月 31 日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む月から 2 ヵ月間、別表 1 (月額料金)に規定する額に 0 円を適用します。

附則

(特例措置)

2015 年 4 月 1 日から 2015 年 5 月 31 日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む月から 2 ヵ月間、別表 1 (月額料金)に規定する額に 0 円を適用します。

(特例措置)

2015 年 6 月 1 日から 2015 年 6 月 30 日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む月から 2 ヵ月間、別表 1 (月額料金)に規定する額に 0 円を適用します。

附則

(特例措置)

2015 年 7 月 1 日から 2015 年 9 月 30 日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む月から 2 ヵ月間、別表 1 (月額料金)に規定する額に 0 円を適用します。

附則

(特例措置)

2015 年 10 月 1 日から 2015 年 11 月 30 日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む月から 2 ヵ月間、別表 1 (月額料金)に規定する額に 0 円を適用します。

附則

(特例措置)

2015 年 12 月 1 日から 2016 年 1 月 31 日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む月から 2 ヵ月間、別表 1 (月額料金)に規定する額に 0 円を適用します。

附則

(特例措置)

2016 年 2 月 1 日から 2016 年 4 月 30 日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む月から 2 ヵ月間、別表 1 (月額料金)に規定する額に 0 円を適用します。

附則

(特例措置)

- 1 この改正規定は、2016年2 月1日から 2016年4月 30 日までの間に実施 した特例措置を、2016年7月 31 日まで延長し実施します。
- 2 2016 年 2 月 1 日から 2016 年 7 月 31 日までの間に、当社が別に定める

条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む 月から 2 ヵ月間、別表 1 (月額料金)に規定する額に 0 円を適用します。

附則

(特例措置)

2016 年 8 月 1 日から 2016 年 10 月 31 日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む月から 2 ヵ月間、別表 1 (月額料金)に規定する額に 0 円を適用します。

附則

(特例措置)

2016 年 11 月 1 日から 2017 年 1 月 31 日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む月から 2 ヵ月間、別表 1 (月額料金)に規定する額に 0 円を適用します。

附則

(特例措置)

2017 年 2 月 1 日から 2017 年 4 月 30 日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む月から 2 ヵ月間、別表 1 (月額料金)に規定する額に 0 円を適用します。

附則

(特例措置)

2017 年 5 月 1 日から 2017 年 7 月 31 日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む月から 2 ヵ月間、別表 1 (月額料金)に規定する額に 0 円を適用します。

附則

(実施期日)

本規約は 2017 年 7 月 1 日から実施します。

附則

(特例措置)

2017 年 8 月 1 日から 2017 年 10 月 31 日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む月から 2 ヵ月間、別表 1 (月額料金)に規定する額に 0 円を適用します。

(特例措置)

2017 年 11 月 1 日から 2018 年 1 月 31 日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む月から 2 ヵ月間、別表 1 (月額料金)に規定する額に 0 円を適用します。

附則

(特例措置)

2018 年 2 月 1 日から 2018 年 4 月 30 日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む月から 2 ヵ月間、別表 1 (月額料金)に規定する額に 0 円を適用します。

附則

(特例措置)

2018 年 5 月 1 日から 2018 年 7 月 31 日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む月から 2 ヵ月間、別表 1 (月額料金)に規定する額に 0 円を適用します。

附則

(特例措置)

2018 年 8 月 1 日から 2019 年 3 月 31 日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む月から 2 ヵ月間、別表 1 (月額料金)に規定する額に 0 円を適用します。

附則

(特例措置)

2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む月から 2 ヵ月間、別表 1 (月額料金)に規定する額に 0 円を適用します。

附則

(特例措置)

2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む月から 2 ヵ月間、別表 1 (月額料金)に規定する額に 0 円を適用します。

(実施期日)

本規約は 2020 年 4 月 1 日から実施します。

附則

(実施期日)

本規約は 2021 年 4 月 1 日から実施します。

附則

(実施期日)

本規約は 2021 年 10 月 1 日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は2022年9月1日から実施します。